

## 平成 23 年 11 月土庄町議会臨時会会議録

土庄町告示第 77 号

平成 23 年 11 月土庄町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 23 年 11 月 18 日

土庄町長 岡 田 好 平

- 1、期 日 平成 23 年 11 月 25 日（金）
- 2、場 所 土庄町役場 議場
- 3、議 題 付議事件

- 議案第 1 号 平成 23 年度土庄町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 2 号 平成 23 年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 3 号 平成 23 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 号 平成 23 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 5 号 平成 23 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 号 土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

平成 23 年 11 月 25 日（金曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（上川正衛君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、町長から今臨時議会招集のご挨拶がございます。

○議長（上川正衛君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

おはようございます。

本日、平成 23 年 11 月土庄町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の提案の議案につきましては、人事院勧告に沿った給与改定のための補

正予算関係が 5 件、土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてが 1 件、合計 6 件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いたします。

## 議会運営委員会委員長報告

○議長（上川正衛君）

11 月 24 日 11 時より議会運営委員会を開催いたしました。今臨時議会の運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（上川正衛君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。本委員会は、11 月 24 日、午前 11 時より委員会室におきまして、今期 11 月臨時会の会期、日程等を審議いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

会期でございますが、本日 1 日を予定いたしております。

続いて会議の進め方でございますが、議案の内容から判断して、全体会議でお願いすることにいたしております。執行部より、議案第 1 号、平成 23 年度土庄町一般会計補正予算第 8 号から議案第 6 号、土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまでを一括説明を受けた後、質疑を行います。その後、議案第 1 号から議案第 6 号について、討論、採決を行い、本臨時会を閉会する予定にしております。よろしくお願いたします。

## 平成23年11月25日（金曜日）午前9時30分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（福本耕太君）      3 番（山田建之君）      4 番（山崎勝義君）  
5 番（佐々木邦久君）      6 番（川本貴也君）      7 番（泊 満夫君）  
8 番（山本良熙君）      9 番（三枝邦彦君）      10 番（井上正清君）  
11 番（川口幸路君）      12 番（太田和博君）      13 番（藤本誠助君）  
14 番（上川正衛君）

### 2、 欠席議員 2 番（濱中幸三君）

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第121条による出席者

町 長（岡田好平）	副 町 長（千葉三郎）
教 育 長（藤本義則）	総務課課長補佐（川田順也）
企 画 課 長（糸 英彦）	税 務 課 長（三木俊明）
福 祉 課 長（須浪宏和）	健康増進課長（坂本正樹）
住民環境課長（中井俊博）	人権対策課長（澤田 穰）
建設課長補佐（樋口英士）	農林水産課長（前田満照）
商工観光課長（堂山完二）	教育総務課長（宮原隆昌）
生涯学習課長（南堀英二）	病院事務長（市村克美）
水 道 課 長（川本公義）	出納室課長（木下公明）
総務課係長（三枝恵吾）	

## 議会事務局職員

議会事務局長（三枝正武）      書記（中村友幸）

## 議事日程 第1号

別紙のとおり

平成23年11月土庄町議会臨時会

議事日程（第1号）

（平成23年11月25日招集）

平成23年11月25日（金曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 1号 平成23年度土庄町一般会計補正予算（第8号）
- 第 4 議案第 2号 平成23年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 3号 平成23年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 4号 平成23年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第 5号 平成23年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 6号 土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

## 開会、開議

○議長（上川正衛君）

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、今臨時議会は、本日 1 日を予定いたしております。運営等につきましては、スムーズに審議が出来ますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は、13 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 23 年 11 月土庄町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

## 会議録署名議員の指名

○議長（上川正衛君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 6 番 川本貴也君、7 番 泊 満夫君を指名いたします。

## 会期の決定

○議長（上川正衛君）

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日と決しました。

## 議案の上程、提案理由の説明

○議長（上川正衛君）

日程第3、議案第1号、平成23年度土庄町一般会計補正予算第8号の件から日程第8、議案第6号、土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（上川正衛君）

千葉副町長。

○副町長（千葉三郎君）

それでは、私から、提案理由を申し上げたいと思います。

1ページをお願いいたします。

議案第1号、平成23年度土庄町一般会計補正予算第8号でございます。

第1条といたしまして、585万9千円を減額し、69億110万6千円とするものであります。

その内容につきましては、第1表歳入歳出予算補正によります。

今回の補正につきましては、ご承知のように、人事院勧告に基づく給与等の改正を行うものでございます。

特に臨時会での対応をお願いいたしましたのは、12月支給の期末手当の基準日が12月1日ということになりますので、それまでに条例の改正を行う必要があるということで、今回臨時会をお願いしたというものでございます。

人事院勧告の内容につきましては、公務員給与と民間給与の較差、0.23%を解消するために、給料表の改定により、40歳以上の中高年層の給料月額を12月の給料から平均0.15%引き下げるもの及び本年4月から本改定実施日までの期間に係る給与の較差相当分を解消するために、12月の期末手当から0.37%減額調整するものでございます。

8ページをお願いいたします。

17款繰入金、基金繰入金でありまして、歳入につきましては、財政調整基金繰入金で調整をいたしております。

それから10ページ以降につきましては、歳出でございまして、すべての款項ともに人事院勧告に合わせたものでございます。

特に当初予算作定時の職員配置から平成23年4月1日の人事異動後の職員配置に合わせての費目の振り替えがございまして、減額それから増額というよ

うなことが出てまいっております。

次に 29 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、平成 23 年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号でございます。

1 千円の追加でありまして、2,583 万 2 千円とするものであります。その内容は、第 1 表歳入歳出予算補正によります。

これにつきましても、一般会計と同様に人事院勧告に伴い改正を行うものでございます。

37 ページをお開きください

議案第 3 号、平成 23 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号でございます。

91 万 4 千円を減額し、19 億 615 万 5 千円とするものであります。その内容につきましても、第 1 表歳入歳出予算補正によります。

これにつきましても、人事院勧告によります改正及び人員配置の変更に伴うものでございます。

45 ページをお開きください。

議案第 4 号、平成 23 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号でございます。

35 万 6 千円の追加であります。14 億 5,104 万 3 千円とするもので、内容につきましては、第 1 表歳入歳出補正予算によります。

これにつきましても、一般会計と同様に人事院勧告による改正及び人員配置の変更に伴うものでございます。

55 ページをお願いいたします。

議案第 5 号、平成 23 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算第 1 号であります。

91 万 9 千円の減額でありまして、1 億 945 万 7 千円とするものがございます。その内容は、第 1 表歳入歳出補正予算によります。

これにつきましても、一般会計と同様に人事院勧告による改正及び人員配置の変更に伴うものでございます。

以上が補正予算でありまして、続きまして、63 ページをお願いいたします。

議案第 6 号です。土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

今回の条例の一部改正につきましても、人事院勧告に基づきまして、所要の改正を行おうとするものですが、その内容につきましては、補正予算の冒頭で

説明させていただいた同様の内容でございます。

ただちょっと、見方だけをここでご説明申し上げたいと思います。

63 ページの第 1 条につきましては、給料表の改定ということにいたしております。で、この中で医師の給料表だけは、改定はされておられません。医療職 2 級 3 級はありますが、医師がないということです。

次 74 ページをお願いいたします。

74 ページは、第 2 条であります。これにつきましては、給与構造改革の給与水準引き下げに伴います経過措置でありまして、いわゆる現給保障というようなことの内容でございます。

75 ページが附則でございます。附則につきましては、4 点ばかりございまして、1 点につきましては、第 1 項が施行期日を定めるもの。第 2 項につきましては、平成 23 年 12 月の期末手当の額について減額調整するということでございます。76 ページへ参りまして、3 項です。3 項につきましては、企業職員等他の条例に基づく給与の支給を受けていた者についての規定でございます。第 4 項につきましては、平成 23 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読み替え規定を表してございます。

以上で提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（上川正衛君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

## 提案理由に対する質疑

○議長（上川正衛君）

ただいま議題となっております議案第 1 号から議案第 6 号までの各議案について、一括で質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

○議長（上川正衛君）

7 番 泊 満夫君。

○7 番（泊 満夫君）

7 番泊でございます。

今、副町長のほうから提案理由の説明がありました。私も国家公務員法適用の職場におった関係上、今回のこの種の扱いについては、ある程度やむを得ないのかなという気持ちもあるんですが、非常に幼稚な質問をさせていただき



ますけれども、仮に今回の人事院勧告に、わが町が従わないとき、これについては、県、国から何かペナルティみたいなものが課せられるのかどうか。ただまあ、職員感情からしてですね、今からますます人が少なくなる中、いろんなやっぱり第6次のこの10か年計画ですか、こういったところに向けての繁忙が予想される訳でございますが、心なしかちょっと寂しいような気がしますので、そこらあたりトップの考え方をぜひお聞かせ願えたらと思います。以上です。

○議長（上川正衛君）

千葉副町長。

○副町長（千葉三郎君）

泊議員のペナルティの問題ですが、ペナルティはございません。

ただ、昨日の総務委員会でもご説明申し上げましたとおり、平成30年には赤字に転落する、夕張の二の舞は、したくございません。で、8市9町にならってですね、同じような扱いをさせていただいた。というのが、今回の削減でございます。

それともう1点、人員削減につきましては、行財政改革の中でですね、ある一定の前倒しの中での人員削減を行っております。ですから、今後、平成24年度から当分の間は、現員をもって、現員というのは現在員ですね、現実員をもって運営してまいりたいということでありますので、今から削減はちょっと難しいのかなど。人員削減は。と思っております。ただ、給与につきましては、恐らくこれからも出てまいるであろうというふうに考えております。以上です。

○議長（上川正衛君）

ほかにございませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、議案第1号から議案第6号までの質疑は、これをもって終了いたします。

## 討論、採決

○議長（上川正衛君）

これより、討論、採決に入ります。

議案第1号、平成23年度土庄町一般会計補正予算第8号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

議案第 2 号、平成 23 年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

議案第 3 号、平成 23 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

議案第 4 号、平成 23 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

議案第 5 号、平成 23 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

議案第 6 号、土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

特別職を除く職員の賃金引き下げに反対します。

○議長（上川正衛君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

11 番 川口幸路君。

○11 番（川口幸路君）

賛成いたします。

理由は、人事院勧告制度の意義、また役割を尊重いたします。以上でございます。

○議長（上川正衛君）

ほかに討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号については、反対がございますので、起立によって採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（上川正衛君）

起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

## 閉会

○議長（上川正衛君）

以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、平成23年11月土庄町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 午前9時50分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（上 川 正 衛）

同 議員（川 本 貴 也）

同 議員（泊 満 夫）